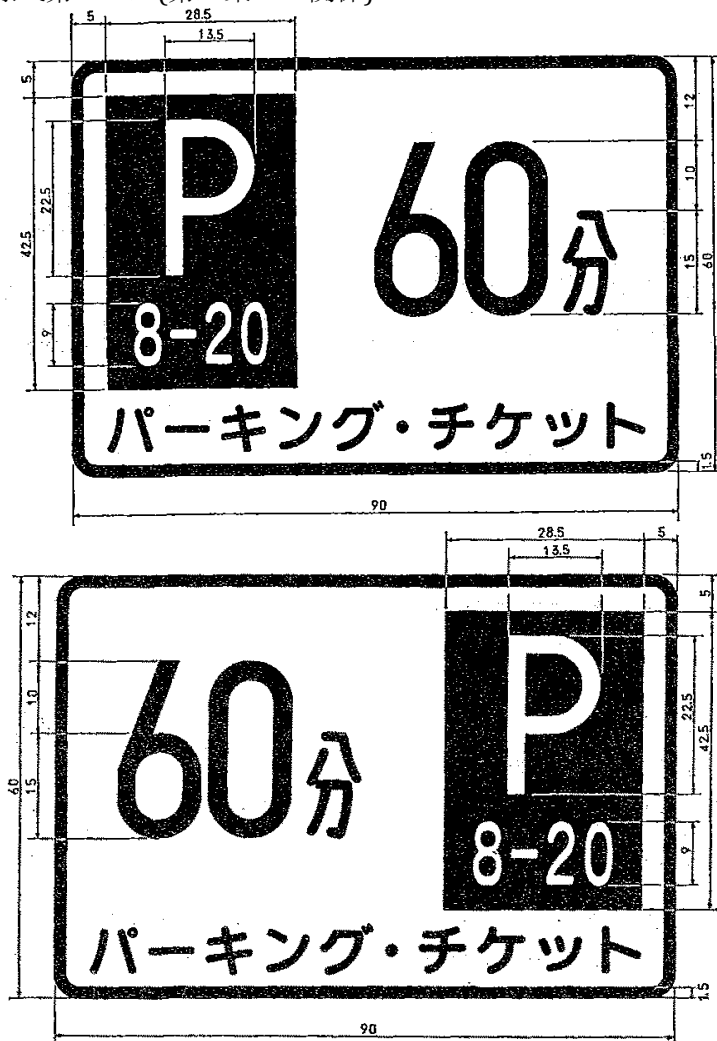


別記様式第一の六(第六条の七関係)



又は

- 備考
- 1 図示の「60」及び「8—20」は、例示とする。
 - 2 長方形の記号の部分については、文字の色彩は白色、地の色彩は青色とし、その他の部分については、文字及び縁の色彩は青色、地の色彩は白色とする。
 - 3 表示板には、反射材料を用い、又は夜間照明装置を備えるものとする。
 - 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 5 道路及び交通の状況により必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。